

説 明 書

1. 業務概要

(1) 業務名

豊川市ふるさと納税業務委託（長期継続契約）

(2) 業務目的

本業務は、豊川市（以下「本市」という。）のふるさと納税業務をより効果的に運用し、寄附額の増加、本市の魅力発信、関係人口の創出、市内産業の活性化、事務負担の軽減等を図るため。

(3) 業務内容

別紙「豊川市ふるさと納税業務委託（長期継続契約）仕様書」のとおり

(4) 業務場所

豊川市役所外

(5) 業務期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

(6) 提案書提出者に要求される資格要件、技術者の資格条件等

別紙「豊川市ふるさと納税業務委託（長期継続契約）に係るプロポーザル実施要領」のとおり

2. プロポーザル方式

(1) 実施方法

公募型

(2) 実施理由

多岐に渡るふるさと納税業務を効果的に運用することで、寄附額の増加、本市の魅力発信、関係人口の創出、市内産業の活性化、事務負担の軽減等を図るものであり、民間事業者の企画力を活かし、提出される提案書による業務内容の比較検討及び選定委員による採点が行われることにより、本市にふさわしい業者を決定することができるため。

3. 参加表明書

(1) 参加表明書の作成様式

様式2「参加表明書」のとおり

(2) 記載上の留意事項

①保有する技術職員等の状況

②同種又は類似の業務の実績

③当該業務の実施体制

④賠償責任保険の有無

⑤その他（参加表明にあたり、特筆すべき事項があれば記入）

(3) 提出期限

令和8年2月16日（月）午後5時15分必着

(4) 提出場所

豊川市企画部元気なとよかわ発信課

(5) 提出方法

窓口への持参、郵送又は宅配便とする。なお、持参による受付は、執務時間中とする。郵送又は宅配便により提出する場合は、確認のため電話連絡すること。

(6) 問合せ先

豊川市企画部元気なとよかわ発信課

電話 0533-95-0260 担当：杉本・机

4. 説明書に対する質問書の提出

(1) 受付期間

令和8年1月28日（水）～令和8年2月6日（金）

(2) 提出場所

豊川市企画部元気なとよかわ発信課

(3) 提出方法

電子メールのみとする。（メールアドレス：furusato@city.toyokawa.lg.jp）

(4) 質問書の回答方法

提出された質問書については、令和8年2月12日（木）までに、豊川市ホームページ上に掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者のみに回答するものとする。

5. 提案書提出者の選定方法及び選定基準

(1) 選定方法

参加表明書で提示された内容等により総合的に行う。

(2) 選定基準

別紙「豊川市ふるさと納税業務委託（長期継続契約）に係るプロポーザル提案書提出者選定基準」のとおり

6. 提案書

(1) 提案書の作成方法等

別紙「豊川市ふるさと納税業務委託（長期継続契約）に係るプロポーザル提案書作成要領」のとおり

(2) 記載上の留意事項

別紙「豊川市ふるさと納税業務委託（長期継続契約）に係るプロポーザル実施要領」及び別紙「豊川市ふるさと納税業務委託（長期継続契約）に係るプロポーザル提案書作成要領」のとおり

(3) 提出期限

令和8年3月19日（木）午後5時15分必着

(4) 提出場所

豊川市企画部元気なとよかわ発信課

(5) 提出方法

窓口への持参、郵送又は宅配便とする。なお、持参による受付は、執務時間中とする。

(6) 問合せ先

豊川市企画部元気なとよかわ発信課

電話 0533-95-0260 担当：杉本・机

7. 受託候補者を特定するための評価基準及び評価方法

別紙「豊川市ふるさと納税業務委託（長期継続契約）に係るプロポーザル評価基準」のとおり

8. 選定しなかった理由等に関する事項

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、提案書提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった理由を書面により通知する。
- (2) 提出した提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその特定されなかった理由を書面により通知する。

9. 募集から受託候補者特定までのスケジュール

- (1) 手続き開始の公表
令和8年1月28日（水）
- (2) 説明書等に対する質問書の提出（受付期間）
令和8年1月28日（水）～令和8年2月6日（金）
- (3) 参加表明書の提出期限
令和8年2月16日（月）
- (4) 選定通知及び提案書提出要請書の送付
令和8年2月19日（木）
- (5) 提案書の提出期限
令和8年3月19日（木）
- (6) プレゼンテーション及びヒアリングの実施
令和8年3月27日（金）
- (7) 特定結果の通知・公表
令和8年3月30日（月）

10. その他の留意事項

- (1) 参加者が以下の事項に該当する際は、失格とする。
 - ①実施要領の定める手続きを遵守しない場合
 - ②提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ④要領その他、市の定めに違反する行為があった場合
（応募資格等の要件を満たせなかった場合を含む。）
- (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書又は提案書は、返却しない。
- (4) 提出された参加表明書又は提案書は、提案書の提出者の選定及び優先交渉権者の特定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、本市が必要と認めるときは、提出者に承諾を得た上で、提出された参加表明書又は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出期限以降における参加表明書又は提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出された参加表明書、提案書及び審査結果については、情報開示請求があった場合は、豊川市情報公開条例に基づき、開示する。
- (7) 提案書に記載した本事業の実施体制は、病休、死亡、退職等の特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (8) 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。